

# 空き家リノベーション事業推進会議規約

平成29年3月27日

## (設置)

第1条 主にライフスタイルにこだわりのある若い世代や子育て世代を対象に、空き家の利活用を図るとともに各務原市（以下「市」という。）で「自分らしく暮らす」ことの実現を支援していく空き家リノベーション事業（以下「事業」という。）を推進するため空き家リノベーション事業推進会議を設置する。

## (目的)

第2条 本会議は、事業を円滑かつ効果的に推進するため、市と事業者又は事業者同士が協力体制を構築し、事業の周知及び普及をすることを目的とする。

## (役割)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、市と事業者の役割は、次のとおりとする。

- (1) 市は、利活用可能な空き家情報の収集に努め、空き家情報を管理する。事業の周知を行うとともに事業者が行う事業の周知を支援する。
- (2) 事業者は、空き家情報を基に、借主を探し賃貸借契約の締結の支援をする。ワークショップ、セミナーの開催等を行い、事業を広く周知する。事業の推進に関し、市に助言することができる。
- (3) 市と事業者は、事業の推進に向けた各種の活動、意見交換及び情報共有を行う。

## (事業者の入会)

第4条 本会議の目的に賛同する事業者は、次項に規定する届出をし、第7条に規定する会長（以下「会長」という。）が認めるときは、入会することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (3) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となる個人又は法人等
- (4) その他市長が不適當であると認める者

2 入会をする場合は、会長に届出を提出するものとともに市と地方創生「空き家リノベーション事業」に係る連携協定を締結するものとする。

(事業者の退会)

第5条 本会議を退会する場合は、会長に届出を提出するものとする。この場合、市と地方創生「空き家リノベーション事業」に係る連携協定も解除するものとする。

(組織)

第6条 本会議は、市と第4条の規定により本会議に入会した事業者で組織する。

(会長)

第7条 本会議に、会長を置き、会員の互選とする。会長は必要に応じて会員を招集することができる。

2 会長は本会議を総理し、会を代表する。

(守秘義務)

第8条 本会議で知り得た、個人情報に関して、会長の許可なく発表、公開、漏洩、利用してはならない。また、第5条により退会した事業者は、速やかにその情報を削除しなくてはならない。

2 個人情報は細心の注意を払い、個人情報保護法の規定の範囲を超えた利用をしてはならない。

(事務局)

第9条 本会議の事務局は、各務原市都市建設部建築指導課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めがないものは、会長と会員で協議して定める。

附則

この規約は、平成29年3月27日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月2日から施行する。